

○河北郡市広域事務組合理事会規程

制定 平成16年3月1日 理事会訓令第1号

(目的)

**第1条** 河北郡市広域事務組合理事会規約（平成16年石川県指令地収第3440号）第9条第1項に規定する理事会の運営に関し必要な事項を定める。

(理事長の職務)

**第2条** 理事長は、理事会を代表する。

(招集)

**第3条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事長は、あらかじめ理事に対し招集の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を通知しなければならない。

(議事)

**第4条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

(代理表決等)

**第5条** やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項について、理事の属する市町の職員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

**第6条** 理事会の議事については、会議の次第及び出席した理事の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事全員が署名しなければならない。

(雑則)

**第7条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。